

第2回白岡市学校給食費改定検討委員会会議次第

日 時 令和5年10月2日（月）午後3時から

場 所 白岡市役所 4階 404会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 部会長及び副部会長の選出

(2) 学校給食費改定について

4 閉 会

学校給食費改定案2の端数処理について

上段：一月当たりの給食費
下段：一食当たりの給食費

区分	小学校	中学校
端数処理前	4,875.77円	5,568.36円
	@ 285円	@ 326円
切り下げ	4,800円	5,500円
	@ 281円	@ 322円
切り上げ	4,900円	5,600円
	@ 287円	@ 328円

【算出根拠】

一月当たりの給食費		一食当たりの給食費
切り下げ	《小学校》 4,300円 × 1.1339 = 4,875.77円 ≒ 4,800円	4,800円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 281円
	《中学校》 4,900円 × 1.1364 = 5,568.36円 ≒ 5,500円	5,500円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 322円
切り上げ	《小学校》 4,300円 × 1.1339 = 4,875.77円 ≒ 4,900円	4,900円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 287円
	《中学校》 4,900円 × 1.1364 = 5,568.36円 ≒ 5,600円	5,600円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 328円

※一月当りは、10円単位を切り下げ又は切り上げて100円単位、一食当りは、小数点以下第1位を切り下げ又は切り上げて1円単位にて端数処理

○白岡市学校給食委員会規則

平成元年12月 8 日

教委規則第 3 号

改正 平成 7 年 6 月 2 日教委規則第 3 号

平成12年 3 月 7 日教委規則第 2 号

平成14年 3 月29日教委規則第 7 号

平成14年 8 月 9 日教委規則第13号

平成18年 3 月13日教委規則第 2 号

平成24年 3 月28日教委規則第 3 号

平成24年 9 月12日教委規則第 5 号

平成27年 3 月10日教委規則第 2 号

白岡町学校給食委員会規則（昭和53年白岡町教育委員会規則第 3 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 白岡市学校給食の円滑な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、白岡市学校給食委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- （1） 学校給食に係る学校予算及び決算並びに学校給食の実施計画に関すること。
- （2） 学校給食用物資の確保及び物資納入業者の指名に関すること。
- （3） 学校給食費の決定及び徴収に関すること。
- （4） その他学校給食の運営に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員40名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 各小・中学校の校長及び教職員代表 20名
- （2） 各小・中学校のPTA会長及び給食部門代表 20名

（任期）

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に会長、副会長1名及び監事2名を置き、会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出するものとする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、各小・中学校における学校給食会計の監査を行う。

(部会)

第6条 委員会に学校給食用物資を選定及び確保するための物資部会及び学校給食の円滑かつ安定した事業推進を行うための運営部会（以下これらを「部会」という。）を置くものとする。

2 部会は、委員のうちから会長が指定する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出するものとする。

4 部会長は、部会を代表し、部会会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。

2 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前に委嘱されている委員及び改正後の白岡町学校給食委員会規則により新たに委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成2年度に委嘱する委員の委嘱日の前日までとする。
- 3 この規則の施行の際、現に役員となっている者は、委員の任期満了の日まで当該役員の職にあるものとする。

附 則（平成7年6月2日教委規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月7日教委規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教委規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月9日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月13日教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月12日教委規則第5号）

この規則は、白岡町の市制施行の日（平成24年10月1日）から施行する。

附 則（平成27年3月10日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

白岡市学校給食委員会物資部会及び運営部会管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白岡市における学校給食の円滑かつ安定した事業推進のために設置された物資部会及び運営部会（以下「部会」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 物資部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食用物資の選定及び事項について検討する。
- (2) その他学校給食の推進及び確保に関すること。

2 運営部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食業務の民間委託に関すること。
- (2) 学校給食費に関し必要な事項に関すること。
- (3) その他学校給食の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 物資部会は、委員20名以内をもって組織する。

2 物資部会の委員は、白岡市学校給食委員会（以下「委員会」という。）の委員で、次に掲げる者のうちから、委員会会長が指名する。

- (1) 小学校及び中学校の教職員代表
- (2) 小学校及び中学校のPTA給食部門代表

3 運営部会は、委員13名以内をもって組織する。

4 運営部会の委員は、委員会の会長、副会長、校長会会長及び各校1名の委員で組織し、各校の委員は、委員会会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、委員の互選により選出するものとする。

2 部会長は、会務を整理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育総務課長と協議して部会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月12日）

この規程は、白岡町の市制施行の日（平成24年10月1日）から施行する。

附 則（平成27年2月10日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月5日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

令和5年度白岡市学校給食委員会運営部会委員名簿

学 校 名	氏 名	備 考
篠津小学校	高野谷 恵 子	PTA 給食部門代表
菁莪小学校	小 島 麻 衣	教 職 員 代 表
	齋 藤 俊 明	P T A 会 長 (白岡市学校給食委員会会長)
大山小学校	村 松 淳 一	学 校 長
南 小 学 校	村 上 直 美	教 職 員 代 表
西 小 学 校	坂 村 ひかり	教 職 員 代 表
白岡東小学校	天 谷 佐知子	学 校 長
篠津中学校	小 暮 真沙美	教 職 員 代 表
	柳 和 志	P T A 会 長 (白岡市学校給食委員会副会長)
菁莪中学校	新 井 範 夫	学 校 長 (白岡市小中学校長会会長)
	澤 村 弥 絵	PTA 給食部門代表
南 中 学 校	守 屋 絵里子	PTA 給食部門代表
白岡中学校	佐々木 徹	P T A 会 長

【参考】

白岡市学校給食委員会物資部会及び運営部会管理運営規定第3条第3項及び第4項により、学校給食委員会委員のうち、13人以内の委員で組織される。